

【インドネシア】大衆団体法改正に関する法律代行政令

海外立法情報課 合地 幸子

* 2017年7月10日、大衆団体法の一部を改正する法律代行政令が施行された。同政令は、イスラム急進派団体の規制を目的としており、政府の権限で活動停止や登録取消しを命じることが可能となる。

1 経緯と背景

インドネシアでは、政党、宗教団体、法人等の団体を大衆団体と定義し、政府は大衆団体法(UU No.17/2013)(注1)に基づいて、団体の原則を1945年憲法前文に記載された「パンチャシラ(pancasila)」に倣うよう義務付けている。パンチャシラとは、①唯一神への信仰、②公平で文化的な人道主義、③インドネシアの統一、④協議と代議制において英知によって導かれる民主主義、⑤インドネシア全人民に対する社会的正義、から成るインドネシア建国以来の国是である。

インドネシア全人口の約9割はイスラム教徒である。政府は、建国以来様々な施策によってイスラム政治勢力の活動を規制し、政教分離を図ってきた。しかし、スハルト政権(1967-1998年)崩壊後、民主化時代を迎えたインドネシアでは、言論の自由化、経済成長等の社会変化により政治、宗教活動が活発化し、しばしば国民の間で思想、信条をめぐる衝突が引き起こされていた(注2)。また、近年、イスラム急進派の勢力が拡大しており、パンチャシラに反する団体の規制が課題となっていた。

大衆団体法は、大衆団体の活動停止や登録取消しについて、最高裁判所の判断を必要とすると定めている。そのため、2017年7月10日、ジョコ・ウィドド(Joko Widodo)大統領は、政府の権限により活動停止又は登録取消しを命じることができる、大衆団体法改正に関する法律代行政令(Perppu No.2/2017)(注3)に署名し、同日施行した。

法律代行政令とは、大統領が内閣を通じて発令し、国民協議会(国民議会と地方代表議会から成る立法府)の承認なしに公布施行される緊急政令であり、大統領の署名後、国民協議会の承認を経て法律となる(10月1日現在、上院に相当する地方代表議会で審議中)。政治・法務・治安調整省は、大臣声明として、同政令施行2日後の7月12日、従来の大衆団体法には不備があること、法律上の問題を迅速に解決することが必要な状況が生じていることを指摘するとともに、同政令の施行は専制政治でもなければ、大衆団体の自由を規制するものでもない、と発表し、国民の理解を求めた(注4)。

同政令により、大衆団体登録許可の取消権限を付与された法務・人権大臣は、2017年7月19日、イスラム急進派団体の一つとされるヒズブット・タフリル・インドネシア(注5)に解散命令を下した。

2 政令による大衆団体法の改正内容

(1) 大衆団体の定義

大衆団体とは、パンチャシラ及び1945年憲法に基づいて、共通の願望及びインドネシア共和国の国家統一を達成するために開発に参加するという目的に基礎を置く人々によって自主的に結成された団体である（第1条第1項）。今回、根拠法に、1945年憲法を加えて定義をより明確化した。

(2) 大衆団体に対する禁止事項

従来の法律で定められていた、民族、階級等への敵対行為及び宗教的冒とく行為の禁止（第59条第3項 a, b）に加えて、今回の改正により、分離主義運動団体又は活動を禁止された団体のシンボルマークの使用禁止（第59条第4項 a）及び統一国家の主権を脅かす分離主義活動への従事の禁止（第59条第4項 b）が定められた。

(3) 活動停止・登録取消し

従来、大衆団体法では、政府からの書面による改善命令は段階的に3回まで実施され、改善を命じられた大衆団体は、それぞれの命令につき最長30日の猶予期間が設けられていた。改正後は、上記（2）の違反に対する書面による改善命令は1回のみとされ、7営業日以内の改善が求められる（第62条第1項）。改善が見られない場合、法務・人権大臣は、大衆団体に活動停止の制裁を科し（第62条第2項）、大衆団体の登録許可又は法人格を取り消す（第62条第3項）。これらの取消しは、同政令に基づく（第80A条）。

(4) 罰則

改正により新たな罰則も設けられた。公共施設を破壊する等の秩序を乱す暴力行為（第59条第3項 c, d）を行った大衆団体の管理者又は会員には、6か月以上1年以下の懲役を科す（第82A条第1項）。また、上記（2）に違反した大衆団体の管理者又は会員には、終身刑又は5年以上20年以下の懲役を科す（第82A条第2項）。

注（インターネット情報は2017年10月13日現在である。）

- (1) Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 17 Tahun 2013 tentang Organisasi Kemasyarakatan. <<http://peraturan.go.id/uu/nomor-17-tahun-2013.html>>
- (2) 例えば、前ジャカルタ特別州知事であるバスキ・チャハヤ・プルナマ（Basuki Cahaya Purnama、通称アホック）は、2017年5月の州知事選において、イスラム教を冒とくする発言を行った。アホック前知事は、宗教冒とく罪に問われ、大衆団体ヒズブット・タフリル・インドネシア（Hizbut Tahrir Indonesia）は有罪判決を求めるデモを繰り返した。同法の改正は、この出来事が契機となった。
- (3) Peraturan Pemerintah Pengganti Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 2 Tahun 2017 tentang Perubahan atas Undang-Undang Nomor 17 Tahun 2013 tentang Organisasi Kemasyarakatan. <<http://peraturan.go.id/inc/view/11e770d3135acbb2b03b303734393132.html>>
- (4) “Penjelasan Pemerintah Tentang Peraturan Pemerintah Pengganti Undang-Undang Republik Indonesia (Perppu) Nomor 2 Tahun 2017,” POLHUKAM, 2017.7.12. <<https://polkam.go.id/penjelasan-pemerintah-tentang-peraturan-pemerintah-pengganti-undang-undang-republik-indonesia-perppu-nomor-2-tahun-2017-tentang-perubahan-atas-undang-undang-nomor-17-tahun-2013-tentang-organisasi-k/>>
- (5) ヒズブット・タフリル・インドネシアは、イスラム国家樹立を目的とするイスラム国際組織である。

参考文献

- ・見市健『新興大国とインドネシアの宗教市場と政治』NTT出版, 2014.
- ・増原綾子「インドネシア・スハルト体制下の議会とコンセンサス形成」『アジア経済』No.54-4, 2013.12, pp.85-116.